

ラムサール条約都市推進プロジェクト・チーム設置要綱

1 チームの名称

ラムサール条約都市推進プロジェクト・チーム

2 目 的

ラムサール条約の湿地自治体認証に基づく国際的な都市ブランド化、及び地域における湿地の保全や賢明な利用の推進（以下「ラムサール条約都市推進」という。）に向けた施策の立案・実施について、既存の部の枠組みを越えて取り組むことを目的とする。

3 所掌事務

- (1) ラムサール条約都市推進に向けた取組の立案・実施に関する事項
- (2) ラムサール条約都市推進に向けた計画等の策定及び進行管理に係る調整に関する事項
- (3) ラムサール条約都市推進に関連する地域団体、事業者等との情報共有・協働に関する事項

4 チームの編成及び構成員の服務

- (1) 政策企画部統括政策監を総括者とし、チームの構成員は総括者の指示に基づきチームの事務に従事する。
- (2) 政策企画部政策監及び環境部環境政策課長を副総括者とする。
- (3) その他のチーム構成員は、課長補佐級を基本とし、40人以内とする。

5 設置期間

令和6年4月1日から当面の間（各事業の進捗状況により決定する。）

6 概算経費

関係事業の予算に基づき、事業所管課との協議により決定する。

7 庶 務

チームの庶務は、政策企画部において処理する。

8 実施期日

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。